

財務省告示第四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年十二月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六十八

回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六条

の法律及びその

条第一項、第四十七条及び附則

第七十六条第一項

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札と同時に行われる入



口		イ		十		十		九		八		七		イ		八		口			
非競争入札発行		入札競争		価格競争		発行価格		振替単位		最低額面金		行争入札発行		非競争入札発行		入札競争		価格競争			
額面金額		上の金額		それの応募価格		平成十九年十二月二十五日		振替法の規定による振替口座簿		五万円		千七百八十六億七百万円		百十億三千七百七十三万八千		一兆八千五百四十九百三十五		百八十五億		特別会計に関する法律第四十七	
額面金額		上の金額		それの応募価格		平成十九年十二月二十五日		振替法の規定による振替口座簿		五万円		千七百八十六億七百万円		百十億三千七百七十三万八千		一兆八千五百四十九百三十五		百八十五億		特別会計に関する法律第四十七	
額面金額		上の金額		それの応募価格		平成十九年十二月二十五日		振替法の規定による振替口座簿		五万円		千七百八十六億七百万円		百十億三千七百七十三万八千		一兆八千五百四十九百三十五		百八十五億		特別会計に関する法律第四十七	

十 十  
三 二

札 び 場 加 競 発 利 經 の  
行 国 特 者 非 争 行 過 払  
及 市 参 第 格 入 札 率 子 子  
の 払 込 み

(一) 年一・一パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えて、次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.1 \times 5}{100 \times 365}$$

十 四

初 期 利 子

平 成 二 十 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期

(一) 外国法人である場合には、前記  
の算式により算出した金額に  
当該非居住者又は外国人が  
適用を受ける所得税の税率を  
乗じた金額を控除することが  
できる。

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式に  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額(た  
だし、当該国債を発行時にお  
いて取得する者が非居住者又  
は外国人である場合には、前記  
の算式により算出した金額に  
当該非居住者又は外国人が  
適用を受ける所得税の税率を  
乗じた金額を控除することが  
できる。

とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成十九年十二月二十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十四年十二月二十日	る利息を支払う。
					いて、その日以前六月間に属す
					日を支払期とし、各支払期にお
					毎年の六月二十日及び十二月二十
					後の利子